

第8章 保存管理

第1節 保存管理の基本方針

常盤橋門跡の本質的価値及び準ずる価値を将来にわたって保存するためには、その価値を構成する要素を適切に保存管理することが必要である。保存管理の対象となる要素には、史跡の価値自体が歴史上の特定の時期に限定されない重層性をもつため、近世に築かれた常盤橋門跡に関連するものから昭和期の公園整備事業に関連するものまでが広く該当する。千代田区は関係機関と連携を取りながら、保存管理の対象となる要素の定期的な観察・観測や維持管理の措置をとるとともに、本質的価値及び準ずる価値の保存を阻害する要素の除却を進める。

また、開発行為等に伴う現状変更については、明確な基準を設定して周知し、適切に許可の可否を審査する。その際、史跡隣接地区内の環境や景観に影響を及ぼす内容についても開発事業者等と十分に協議調整を行いながら、史跡を取り巻く歴史的な風致と景観の形成に取り組む。

第2節 保存管理地区区分

史跡の保存管理方針を検討するに当たって、第4章で記載した史跡を構成する要素の状況と、文化財保護法上で現状変更規制の対象となる史跡指定地とその他の計画地内の現状を踏まえて、次のような地区区分を行った。

1 史跡指定地内

(1) 枅形地区

1) 枅形地区－1

近世の枅形門の所在した場所で、江戸城大手門筋の外郭正門としての史跡の価値を体現する重要な地区。特区の計画で令和9年（2027）までに都市公園の再整備が行われる予定である。

2) 枅形地区－2

枅形地区の中で現状が道路の歩道となっている地区。枅形地区の中で都市公園の整備区域から外れており、本計画期間中は道路歩道としての利用が続くと想定されるため地区を分けることとした。

(2) 常磐橋地区

1) 常磐橋地区－1

近世以来の常盤橋・常磐橋が架橋された場所で、文明開化期の世相を伝える明治10年架橋の常磐橋としての価値を体現する地区。

2) 常磐橋地区－2

常磐橋地区のなかで現状が道路（都道）になっている地区。本計画期間中は道路としての利用が続くと想定されるため地区を分けることとした。

2 史跡指定地外

(1) 追加指定検討地区

史跡指定地外に位置するが、史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の一部であり、史跡指定地区と同様に史跡の価値を体現する地区。史跡として一体的な保存が望まれる地区であり、計画対象地の各種事業（首都高速道路地下化事業、常磐橋プロジェクトの公園整備事業、その他道路の拡幅、補修等）の状況を勘案しながら、追加指定を行うことが望まれる。

(2) 公園整備予定地区

特区の計画で枅形地区と共に都市公園として整備が計画されている地区である（首都高速道路地下化事業の際に一部がバックヤードとして利用される予定）。枅形地区の本質的価値の保全を踏まえた整備が必要であると共に、追加指定検討地区である常盤橋門枅形の北西部分についても、その保全や顕在化について検討が必要である。

(3) 史跡隣接地区

史跡に隣接しており、史跡の景観や環境保全に影響がある地区。現状は道路および河川となっている。本地区内で史跡に影響を及ぼす開発が行われる場合は、事前の協議・調整が必要である。

(4) 将来計画対象範囲

日本橋川左岸を含めた史跡の景観や環境保全に影響がある範囲。本計画では対象としないが、首都高速道路地下化事業等が終了した後は、史跡をとりまく空間として協議・調整を図ることが望ましい。

第3節 保存管理の方法

史跡を構成する要素ごとの保存管理の方法は、地区区分や要素の現状を踏まえて、下記の通り定める。なお、実際に措置を取る場合の具体的な手順や数量等については、それぞれの業務ごとに十分な検討を行って設計するものとする。

1 史跡指定地区

(1) 枅形地区

1) 枅形地区－1

①本質的価値を構成する要素の保存管理方法

■江戸城大手門筋の外郭正門としての価値を構成する要素

遺存部枅形石垣（首都高速道路の工事で解体・再構築されていない部分）：北側石垣東半部および石垣基底部、南側石垣東半部および石垣基底部、冠木門脇雁木および基底部、土破法面、枅形虎口内法の平場
再構築部枅形石垣（首都高速道路の工事により再構築した部分）：北側石垣西半部、南側石垣西半部
日本橋川右岸側護岸石垣および石垣基底部

- ・日本橋川右岸土手基底部等、未確認の常盤橋門跡関連遺構の確認調査を計画的に実施し、遺構の状況を把握して保存を図る。
- ・枅形門石垣はケージの設置や定期的な測量等による定点観測を行い、石垣の状態変化を把握し適切な保存管理に努めていく。
- ・石垣のゆるみ等を誘発する恐れのある石垣目地や石垣天端に自生する草本類やツタ類、樹木等は速やかに除去する。
- ・現存する土手、土破は現状保存とする。削平部や消失部については顕在化を図ることを検討する。
- ・石垣根石、石垣基礎部遺構（胴木、松杭）土塁基底部、江戸時代の路面、地表面等の地下埋蔵の遺構および遺物については、現状保存を基本とする。遺構に影響を与える掘削等を伴う行為を行う場合は、保存盛土等、適切な対応を図る。

②本質的価値に準ずる価値を構成する要素の保存管理方法

■市民運動によって保存された公園としての価値を構成する要素

東京市常盤橋公園入口門柱、史跡銘板、公園施設の内でその歴史性を表示するもの（渋沢栄一像、公園の門石）

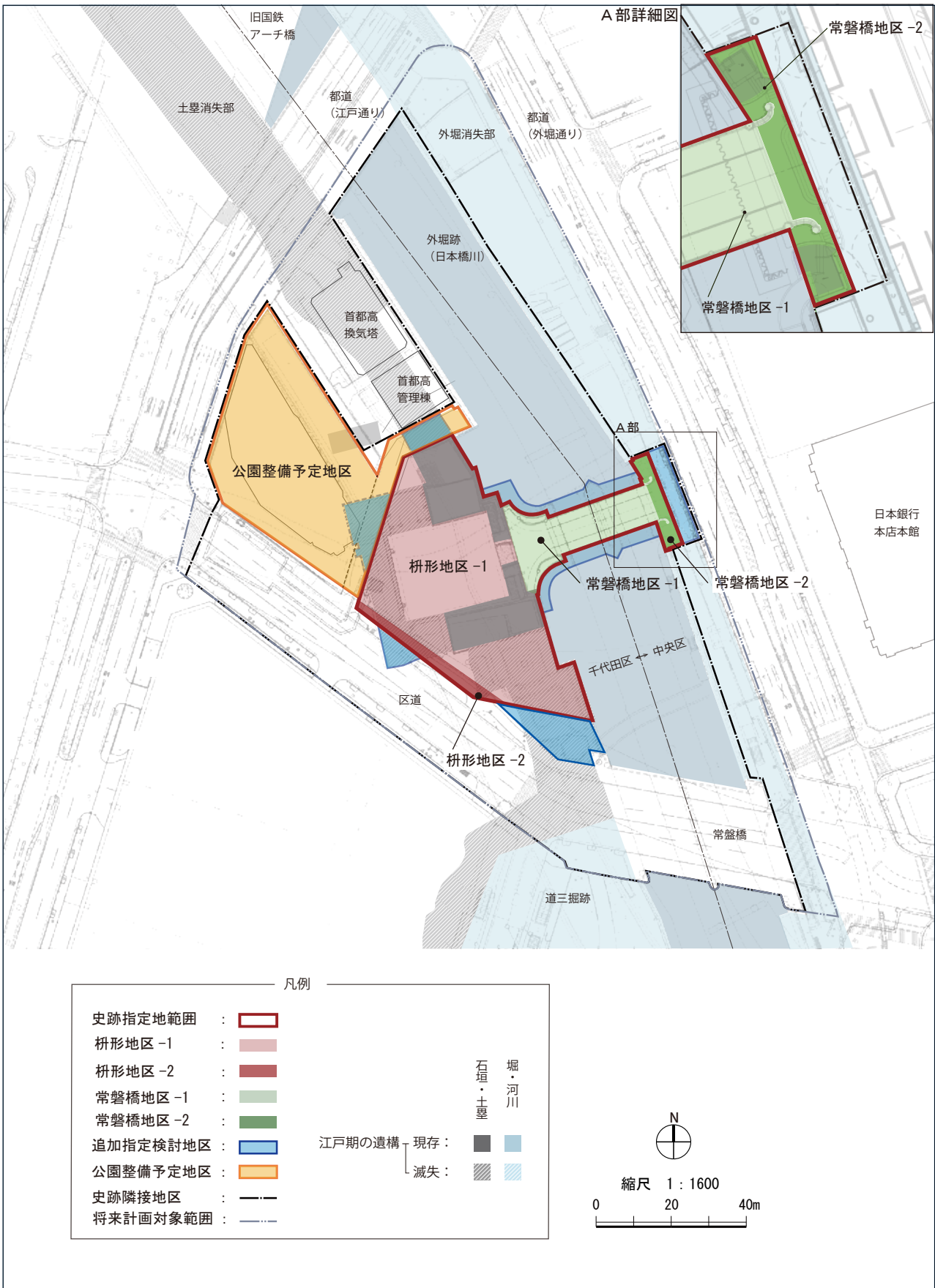


図 8-1 保存管理地区区分図

- ・昭和8年公園開園時に設置され、現在は日比谷図書文化館に保管されている史跡銘板は、再設置して維持管理を行う。
- ・昭和8年公園整備に係る近代の歴史遺産であることの周知を図っていく。

③その他の要素の保存管理方法

■史跡の見学または公園の存置に関わる要素

史跡案内板、遺構解説板、公園施設の中で歴史性の表示に関わらないもの（園路石転落防止柵、ポラード、照明設備、給電設備、分電盤、雨水排水施設、植栽帯縁石、築山、公園樹木）

■その他の都市施設等の要素

首都高速八重洲線、東京メトロ半蔵門線鉄道構造物（地下）および換気口、公共下水道施設、NTT 洞道、東京都公共基準点

- ・現状の公園施設については、日常的な維持管理を継続していく。補修、改修が必要な場合は、遺構の保存と景観に配慮する。
- ・史跡指定地を含めた特区の公園整備事業において、公園施設の再整備を行う際には、遺構の保存と史跡としての歴史的風致に配慮した規模やデザイン・色調となるよう検討する。
- ・首都高速道路の拡張工事にあたっては、遺構の保存に影響を与えないよう、事前に関係機関との協議・調整を図る。
- ・その他都市施設のメンテナンス工事についても、遺構の保存に影響を与えないよう、事前の調整を図る。
- ・これら史跡内の諸施設、工作物の新設、補修などの現状変更にあたっては、文化財保護法に則り適切に対応する。（詳細は「第3節現状変更の取扱いの方針」にて記載）。

2) 柵形地区－2

①本質的価値を構成する要素の保存管理方法

■江戸城大手門筋の外郭正門としての価値を構成する要素

柵形石垣基底部

- ・区道104号線の歩道となっているが、地下に残存している可能性がある柵形石垣基底部の保護を図る。これまでの調査成果から、基底部の推定位置や現状地表面からの深さを推定保存のためのデータ整理を行う。

②その他の要素の保存管理方法

■その他の都市施設等の要素

区道104号歩道、東京メトロ半蔵門線鉄道構造物（地下）、公共下水道施設

- ・メンテナンス工事の際には事業者と事前に協議を行い、文化財保護法に則り適切に対応する。（詳細は「第3節現状変更の取扱いの方針」にて記載）。

(2) 常磐橋地区

1) 常磐橋地区－1

①本質的価値を構成する要素の保存管理方法

■文明開化期の世相を伝える明治10年架橋の常磐橋としての価値を構成する要素

常磐橋（橋梁主体部、橋台、橋脚、橋梁基礎、袖高欄、親柱、水切石）、江戸時代及び明治時代の右岸橋台遺構

- ・常磐橋は令和2年度に修理工事が完了したが、今後、高欄、路面、石積み等、各部の維持管理と修繕を継続する。また、千代田区が実施している定期的な橋梁点検に併せて、適切な保存管理を行えるよう検討する（次ページ表 8-1 参照）。
- ・変状計測を行うための対象点及び、基準座標等を設定する。
- ・将来の再修理に向けて部分部位の修理基準を定める常磐橋を対象とした保存活用計画の策定について検討する。
- ・右岸橋台遺構については現状保存する。

②本質的価値に準ずる価値を構成する要素の保存管理方法

■市民運動によって保存された公園としての価値を構成する要素

史跡銘柱

- ・冠木門（高麗門）跡の東側に存在する昭和3年史跡指定時に建立された史跡銘板は、維持管理を継続して保全する。

2) 常磐橋地区－ 2

①本質的価値を構成する要素の保存管理方法

■文明開化期の世相を伝える明治 10 年架橋の常磐橋としての価値を構成する要素

常磐橋（高欄一部）、江戸時代及び明治時代の左岸橋台遺構

- ・高欄は維持管理および修繕を行い、適切な保存管理を行っていく。
- ・左岸橋台遺構については現状保存する。

②本質的価値に準ずる価値を構成する要素の保存管理方法

■その他の歴史遺産

取水樋門施設

- ・取水樋門施設は今後調査を行い、状況把握を行った上で適切な維持管理を行う。また、説明板等の設置により歴史的な土木遺産であることを周知していく。

③その他の要素の保存管理方法

■史跡の見学または公園の存置に関わる要素

常磐橋ライトアップ用の照明設備

■その他の都市施設等の要素

都道 405 号線（外堀通り）歩道、左岸橋台周辺部親水テラス、高潮防潮堤・防潮板、防災船着場（一部）

- ・史跡指定範囲と道路区域（都道）が重複しているが、高欄部分は道路区域から除外されているなど【図 8-1 A 部詳細図】、複雑な状況にあり保存管理主体者が明確になっていない。今後、中央区および関連機関と調整を図り、保存管理主体者を明確にしていく。
- ・都道の補修等にあたっては遺構の保存に影響を与えないよう、関係機関と事前の調整を図る。
- ・常磐橋ライトアップ用照明設備については、常磐橋の維持管理の一環として現状を適切に維持管理していく。破損等が生じた場合は速やかに更新できるよう努める。
- ・これらの諸施設、工作物の新設、補修などの現状変更にあたっては、文化財保護法に則り適切に対応していく（詳細は「第3節現状変更の取扱いの方針」にて記載）。

表8-1 常磐橋の維持修繕

項目		維持の主な実施内容	修繕の主な実施内容	
a 高欄	1 親柱・中柱(大理石)※1	清掃・洗浄・撥水剤塗布	破損部材の修理・モルタル目地等補修	
	2 袖高欄・地覆石(花崗岩)	清掃・洗浄・撥水剤塗布	破損部材の修理・モルタル目地等補修	
	3 高欄手摺柵(鋳物)※2	錆落とし、油刷り込み、蜜蝋コーティング	破損部材の修理・モルタル目地等補修	
b 路面	1 敷石・天端石(安山岩・花崗岩)	日常清掃・高圧水洗浄(年1回)、目地等からの雑草の除去		破損部材の取り替え
	2 橋台舗装	日常清掃・高圧水洗浄(年1回)、目地等からの雑草の除去		破損部材の取り替え
	3 階段	日常清掃・高圧水洗浄(年1回)、目地等からの雑草の除去		破損部材の取り替え
c 石積	1 立面(輪石小口面・壁石・橋台築石・蛇腹石・銘標石)	洗浄(年1回)、目地部からの雑草の除去	破損部材の修理(接石・擬石)	
	2 背面(アーチ輪石背面)	洗浄(年1回)	〃	
	3 水切石	洗浄(年1回)	〃	
d 下部構造(基礎)	1 基礎補強構造(矢板・笠コンクリート・根固め石)	矢板腐食状況モニタリング	腐食対策	
e 防潮堤・テラス	1 舗装・敷石	日常清掃・洗浄(水洗い)		破損部材の取り替え
	2 手摺・転落防止柵・ポラード	日常清掃・洗浄		破損部材の取り替え、塗膜剥落に伴う再塗装
	3 護岸外装レンガ・天端石	日常清掃・洗浄		破損部材の取り替え
	4 階段	日常清掃・洗浄		破損部材の取り替え
f 照明設備	足元照明・ライトアップ照明	清掃、LED取り替え		破損部材の取り替え、器具外装の再塗装
g 雨水排水施設	排水柵・排水管	目づまり、排水不良改善、溝さらい、排水管内高圧洗浄		樹蓋等の修理、錆落とし・再塗装
h 電気代(常磐橋部)		電気代負担(常磐橋部)		
i 定期点検・モニタリング	石積み変位観測	定期転換、変位状況の報告		

※1 親柱・中柱(大理石)の維持管理詳細

撥水处理

浸透系撥水剤を用い、濡色にならないかを確認したうえで本施工を行う。

5年に1回の頻度で再塗装する。

※2 高欄手摺柵(鋳物)の維持管理詳細

腐食の原因となる赤さび(浮き錆び)を落とし、赤錆びが黒錆へと転換されやすい油を含ませる。

・材料・道具：高圧洗浄機・真鍮ブラシ・ウエス・菜種油・スプレー容器

・作業内容(作業は手摺内側から行い、手摺外側には立ち入らないこと)

1. 高圧洗浄にて汚れを落とす。

2. 真鍮ブラシで表面に発生した赤錆をこそげ落とす。その際に赤錆の下層の黒錆を傷つけないように加減を調整する。

3. かたく絞ったウエスで浮いた赤錆を拭き取る。

4. 十分に乾燥した後、全面に菜種油をスプレーで散布する。

5. 乾いたウエスにより菜種油を鋳物に刷り込み、余分な菜種油は拭き取る。

・今後の維持管理：供用後5年は年2回上記メンテナンスを行い、以降は年1回の頻度で継続することが望ましい。

2 追加指定検討地区

■地区内の遺構

常盤橋門枅形虎口南西隅石垣根石、常盤橋門枅形虎口北東隅部、常盤橋構造補強部分、水切石、常盤橋（木橋）左岸橋台遺構

- ・ 関係機関との協議を進め、条件が整ったところから史跡の追加指定を行えるよう努める。
- ・ 追加指定までは、当該地域が史跡内と一体的な価値を有する遺構が存在する地域であることを関係機関に周知し、開発行為やインフラ施設の改修等、現状を変更する行為を行う場合は、区教育委員会への事前の届け出、協議を行えるよう調整を図る。
- ・ 上記の法的裏付けを明確にする観点から常盤橋構造補強部分、常盤橋（木橋）左岸橋台遺構の存在する地区について、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地とすることを検討する。これに向けて中央区および河川管理者との協議を進めていけるよう調整を図る。

3 公園整備予定地区

- ・ 高速道路地下化工事後に、枅形地区と合わせて公園整備を行う予定の地区である。枅形地区の本質的価値を保存しながら一体的な利活用が図れるよう事業を進める。
- ・ 基本計画、基本設計段階において、国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会での審議を行い、その中で審議された方針に沿って実施設計、整備工事を行えるようにする。

4 史跡隣接地区

- ・ 江戸城外堀護岸石垣等、常盤橋門跡に関連する遺構の把握を行うための調査を行うことを検討する。
- ・ 震災復興橋梁常盤橋については、近代の歴史的遺産であることの周知を図り、その保全に努める。

5 その他

- ・ 将来対象範囲を含めて、常盤橋プロジェクトや首都高速道路地下化事業を見据えた景観保全について、区関係各課、関係機関との調整が図れるよう努める。

第4節 現状変更の取扱いの方針および基準

国の指定史跡である常盤橋門跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要がある、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下、現状変更等）」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。

史跡地内において予測される各種の現状変更に対して、文化財保護法に基づく現状変更の取扱いと、常盤橋門跡における基準について定めるものとする。

1 現状変更の取扱い方針

(1) 現状変更が認められない行為

- ア. 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

※本史跡の価値とは、「第4章 常盤橋門跡の本質的価値」「第1節 史跡としての本質的価値」で示された価値を指す。また、この歴史的価値を構成するものが、「本質的価値を構成する諸要素」である。

(2) 現状変更許可申請が必要な行為

史跡において現状変更の許可申請が必要となる行為は、多様な事項が想定されるが、常盤橋門跡において想定できる行為の例示はおよそ次表の通りである。現状変更にあたっては、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。現状変更等を行う事業主体者は文化庁、東京都教育委員会、千代田区教育委員会の関係機関と協議を行ったうえで、現状変更許可申請に必要な事務手続きを行い、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。

本史跡で想定される特区の公園整備や首都高速道路の拡幅工事等、規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会を設置し、計画・設計の検討を行うことを基本とする。

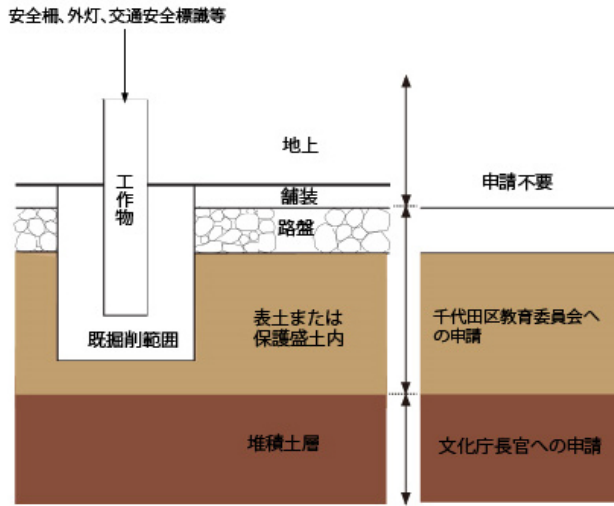
なお、史跡の価値への影響が少ない軽微な現状変更については「文化財保護法施行令第五条の4」により千代田区教育委員会へ許可行為に係る事務取扱い権限が委譲されている。

表8-2 現状変更許可申請が必要な行為（例）と許可区分

種別	行為の内容	許可区分
道路、園路の管理のための修繕改修	・路盤および表土内、保存盛土内の改修 ・遺構の堆積土層まで掘削する場合	千代田区教育委員会 文化庁
公園施設その他 工作物 ※1 土木構造物の設置・改修、または除去	・既掘削範囲内での改修（新規工作物・構造物の再設置等） ・表土内、保存盛土内まで掘削する場合 ・既存工作物の除去（大がかりな掘削を伴わない場合に限る） ※設置後50年以内の工作物に限る ・新規工作物の設置、既存工作物の除去等で堆積土層まで掘削する場合	千代田区教育委員会 文化庁
地形の改変	・整備工事に伴う造成（土地の掘削、盛土、切土） ・地下の掘削	文化庁
地下埋設物 ※2の設置、撤去	・既存の埋設管の補修 ・新規設置および既存物の除去	千代田区教育委員会
木竹の伐採、植栽	・幹の伐採 ・伐根および植栽	千代田区教育委員会 文化庁
調査・試験	・史跡の保存のため必要な試験材料の採取 ・発掘調査	千代田区教育委員会 文化庁
保存整備	・遺構の復元整備、石垣・石橋等の保存修理、施設整備、植栽整備等	文化庁
その他史跡に影響を与える行為	・史跡の景観に影響を与える行為 ・史跡の環境保全に影響を与える行為 等	内容による

※1 公園施設（案内板、説明板、ベンチ、照明、転落防止柵等）、既設道路に付帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・街灯、地下鉄の換気塔に関する小規模な施設等

※2 電気、公共下水道、通信関係の埋設管



※非常災害等のために必要な応急措置をとる場合は申請不要とする

図8-2 現状変更の許可区分についての模式図

(3) 現状変更の許可申請が不要な行為

史跡の日常的な維持管理（清掃、草刈り等）、維持の措置、非常災害等のために必要な応急措置（非常災害時の措置）は、文化財保護法に基づく許可・届出を要しない。維持の措置、非常災害時の措置の範囲は「特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申等に関する規則」等により以下のように定められている。

なお、災害等による史跡の復旧は、現状変更の許可申請は不要であるが、滅失・き損届、復旧届の提出及び、届出を行った行為にかかる終了報告の提出が必要である。

表8-3 維持の措置、非常災害時の措置の範囲

維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の処置をするとき。 ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき。
非常災害時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去等、遺構等の損壊防止のための応急措置。 ・ 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊、崩落防止のための措置。 ・ 公益上必要な維持管理施設・設備の代替え施設等の設置等の措置。

表8-4 現状変更許可申請が不要な維持管理行為

対象	内容
石垣・土破の維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣の変位等の観測、観察 ・ 石垣表面の草本類、ツタ類の除去 ・ 土破法面の清掃、植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）
橋梁（常磐橋）の維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁の日常的な管理（路面の清掃、照明などの清掃・保守点検、補修、交換） ・ 親柱・高欄等の破損に対する応急措置

表8-4 現状変更許可申請が不要な維持管理行為

公園としての維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈り） ・ 照明などの清掃・保守点検 ・ 園路の清掃および簡易補修（舗装部分の改修、縁石の補修等） ・ 説明板、案内板等サイン、柵、門扉その他工作物の修繕（基礎の改修を伴わないもの）、塗替え（同系色の塗装）、破損・劣化による部分的な取り替え
史跡内道路の維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の清掃および簡易補修（舗装部分の改修等） ・ 既存の工作物（電柱、ガードレール等）の地上部分の補修・改修

2 現状変更許可基準

現状変更の取扱い方針に基づき、現状変更許可申請が必要な行為に対する許可基準を以下に示した。

史跡地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設（埋設物含む）や、公園の管理上必要な工作物などがある。

また、史跡地の利活用にも有効な親水施設等の便益施設や史跡説明板などがある。これらの機能の維持に配慮し、遺構の破壊や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取り扱う。

さらに、常盤橋門に大きな影響を及ぼす特区の公園整備および首都高速道路4号線の拡幅工事については、別に基準を示すことにした。

表8-5 常盤橋門跡の現状変更の取扱い基準

対 象	現状変更の取扱い基準
道路の修繕、改修	<p>文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼす場合を除いて、原則認めるものとする。</p> <p>安全対策上必要なガードレール等の新規の工作物の設置にあたっては、遺構の保存や景観への影響等を最小限留めるために、事前に区教育委員会と協議を行い、必要な場合は設計変更などを行う。</p>
公園施設・便益施設の設置・改修など	<p>史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。</p> <p>新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。</p> <p>なお、史跡指定地内における建築物の便益施設（便所、ガイダンス施設等）の設置は原則認めないものとする。</p>
工作物・土木構造物の設置・改修・除去	<p>防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修や除去にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。</p> <p>新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。</p>
造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面浚渫・埋め立てなどの地形の改変	<p>遺構の保存や復元を目的とする盛土等の地形の変更を除き、土破の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。</p> <p>ただし、公益上必要な日本橋川の川底浚渫等の現状変更は、遺構等に影響を及ぼさないと判断される場合には認める。</p>
木竹の植栽	<p>桁形地区 -1 内の新たな高木類の植栽は原則認めない。</p> <p>法面保護等の地被類や低木等の植栽は、遺構の保存に影響がなく、かつ景観に配慮した場合は認める。</p>
地下埋設物の設置、撤去	<p>公共・公益上必要な地下埋設物の設置、撤去は、遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。</p>
調査及び保存整備	<p>遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的が明確かつ、適切な範囲で実施される場合には、認めるものとする。</p> <p>学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを十分検討したうえで実施する場合は、認めるものとする。</p>

その他史跡に影響を及ぼす行為	工作物の色彩・デザインの変更、草花の植栽等、遺構の保存に影響が無い行為でも、史跡の景観および環境に影響を及ぼす行為については、区所管課と事前協議を行う。
----------------	--

表8-6 特区公園整備および首都高速道路の工事についての基準

特区公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存を前提とした整備とする。 ・学術調査の結果を反映させ、常盤橋門跡の本質的価値の顕在化を第一義とした整備とする。 ・史跡の歴史的景観に配慮した整備とする。 ・整備計画、基本設計、実施設計の段階で、事前に学識経験者などで構成される委員会での審議及び文化庁、東京都等関係機関との協議を行い、整備方針について承認を受けるものとする。
首都高速道路の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構（枅形石垣および江戸城外堀護岸石垣基底部、基礎胴木、松杭等）をき損しないこと。き損が懸念される場合は現状変更を認めない。 ・枅形石垣への工事の影響（工事による振動等）を極力抑えるよう努めること。 ・事業主体者は設計段階で関係機関である文化庁、東京都、千代田区と事前に協議を行い、現状変更について承認を受けるものとする。

第5節 開発等に際して協議を必要とする行為

史跡隣接地区内で下記に挙げる開発行為等が行われる場合、千代田区は当該の開発行為等が現状変更許可申請の対象外であっても開発事業者等に開発内容に関する事前の協議を求めるはたらきかけを行うよう努める。

- ・日本橋川の水質及び流量に変化を及ぼす行為
- ・史跡隣接地区内の日照時間の変化など、採光に関する影響を及ぼす行為
- ・史跡隣接地区内に影響すると考えられる生物（動物・植物）の放逐または植樹等の行為
- ・史跡隣接地区内の地下（河床下を含む）における開発行為

第6節 出土物の取扱い

■常磐橋解体工事に伴い出土した基礎部木材および発掘調査の出土遺物

適切に保管し、展示可能なものは展示施設等で展示する。

■枅形石垣の修理工事に伴う発生石材等

大半が昭和44年（1969）の首都高速道路4号線の建設工事に伴う解体・復元工事の際に裏込材として使用されたものである。石垣構築当初の栗石以外は処分する。

■常磐橋の修理工事に伴う発生石材等

東日本大震災でき損したため、新補材と交換された旧材である。整備等で再利用できるものは再利用を行う。その他は処分する。

■史跡指定時および公園建設時の銘板等

昭和3年（1928）の史跡指定時の標柱や、昭和8年（1933）公園建設の際の銘板等である。修理工事の際に取り外されたものであるため、再設置をはかる。